

東成瀬村職員による公有物窃取事件調査特別委員会
の設置に関する決議

次の要綱に基づき、特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名 称 東成瀬村職員による公有物窃取事件調査特別委員会
2. 設置根拠 地方自治法第109条及び東成瀬村議会委員会条例第5条による。
3. 目 的 村職員の不祥事（公有物窃取）に関わる原因究明及び再発防止策等に関する総合的調査。
4. 委員定数 9人
5. 調査期限 議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、調査終了まで継続して調査を行うものとする。
6. この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は委員会がこれを定める。